

本庄市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（素案）に対する意見と市の考え方

1. 意見等の募集期間：令和5年11月20日（月）～令和5年12月19日（火）

2. 意見等の受付人数： 6人28件 （提出方法の内訳：持参4人、電子メール2人）※重複した内容の意見については、一つに統合して掲載しています。

3. 提出された意見及び市の考え方

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
1	－	<p>この条例は、主に発電施設などを設置する業者などへの規制だけを目的としているようですね。</p> <p>確かに、山地にやたらと太陽光発電パネルを設置するなどで問題が発生しています。規制の目的ならば、これによろしいので、この条例案に、特別、異議はありません。</p> <p>しかし、現在、求められているのは、それだけではないと思います。国家として化石燃料の使用を零にするには、自然環境と調和しながら少しでも再生可能エネルギーの利用推進もせざるを得ないのではないのでしょうか。それをどうするかが、問題なのだと思います。</p>	<p>本条例は、自然環境等の保全と事業者による地域資源を生かした再生可能エネルギー発電事業との調和を図ることを目的とするものです。</p> <p>また、再生可能エネルギーの利用についても、環境推進課が実施する事業等により、推進して参ります。</p>
2	－	<p>（説明会の開催）</p> <p>第10条第1項の自治会の代表者との所に当該事業区域の地域住民と協議の上・・・を追加願う。</p>	<p>事業者が説明会を開催するにあたり、対象者等を決定する必要がありますので、自治会の代表者と協議していただくこととしています。</p> <p>地域住民の方に対しましては、説明会開催時に事業者より説明していただく形になりますので、条例素案のとおりとします。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
3	—	第10条第4項の住民等は、説明会を開催した事業者に対し、・・・誠意をもって当該住民等と協議し「理解を得られる」・・・しなければならない。「」内を追加願う。	ご意見の内容については、第5条第1項及び第10条第3項の規定に含まれていると捉えていますので、条例素案のとおりとします。
4	—	(抑制区域) 第9条第1項 規則が不明の時点ではあるが、各号に掲げる区域は、抽象的であるので、規則において区域についてどのように規定するのか。 例えば、地図上で表示し告示するのか。	抑制区域については、区域の名称及び法令名の一覧表を別途規則で定める予定です。
5	—	(説明会の開催) 第10条第1項 第1項中、「自治会の代表者と協議の上」とあるが、自治会の代表者の考えで、回覧等で説明会に替えるケースが考えられるが、そういったケースでも説明会を開催したことに当たるのか疑問である。 そうであれば、実際には自治会と協議することにはなるが、条例上では、「自治会の代表者と協議の上」の文言を削除し単純に説明会の開催を義務付けておくことのほうが良いのでは。	ご指摘の箇所については、説明会の対象者等を決定する必要があるため、規定をしているものです。説明会は必ず開催することと規定しており、回覧等で説明会に替えるケースは認めないため、条例素案のとおりとします。

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
6	—	<p>第2条において「住民等」の定義がされているが、事業における影響範囲がどの程度あるのか不明であるケースがほとんどだと思われるので、説明会の参加者範囲を一定の範囲とするよう条例上で規定する必要があるのでは。</p> <p>例えば、事業区域から半径〇〇mの住民等など。・・・規則に委任でも。</p>	<p>発電設備の種類や規模によって、事業における影響範囲が異なることが想定されます。そのため、説明会の対象者は事業区域から一定の範囲に限定するのではなく、事業者と自治会の代表者間で協議を経て決定していただくことが適当であると考えます。</p>
7	—	<p>第10条第3項</p> <p>「事業者は住民等の理解を得られるよう努めるものとする。」とあるが、努力義務的な表現であるので、もう少し義務的な表現ではどうか。</p> <p>例えば、「努めなければならない。」など。</p> <p>(同様の意見 他1件)</p>	<p>ご指摘の箇所の表現について修正し、条文中の同様の表現と統一を図ります。</p>
8	—	<p>第10条第4項</p> <p>住民等の意見に対する事業者の見解が住民等の意見に反する場合の対処の規定が必要ではないか。</p> <p>たとえば、その対処法として、再度の説明会の開催や説明会会議録（住民等が同意したことがわかる資料として）の作成などの義務規定を入れるなど。</p> <p>(同様の意見 他1件)</p>	<p>第10条第3項において、事業者は説明会において住民等の理解を得られるよう努めることとし、また、第10条第4項において、住民等から意見の申出があった場合、事業者は誠意をもって当該住民等と協議をすることとしています。</p> <p>事業実施に係る届出時において、住民等意見への対応状況の報告及び説明会報告書の提出を別途規則で定める予定です。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
9	－	<p>(助言・指導又は勧告)</p> <p>第 18 条第 1 項 第 5 号として、「住民等との紛争を確認したとき」を追加してはどうか。</p>	<p>第 18 条第 1 項において、「市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、助言又は指導を行うことができる。」と規定しています。</p> <p>また、第 18 条第 2 項において、正当な理由なく助言又は指導に従わなかったときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとしていますので、条例素案のとおりとします。</p>
10	－	<p>(国及び県への報告)</p> <p>第 20 条 国・県以外に、電気事業者（東電等）への通報は必要ではないか。</p>	<p>ご指摘の箇所については、国や県との情報共有を目的としているため、条例素案のとおりとします。</p>
11	－	<p>その他 (事業の終了等の届出)</p> <p>第 16 条の届出があった場合には、市と事業者等との環境保全協定を結ぶ考えはないのか。</p>	<p>第 5 条第 3 条において、事業者は発電事業を終了しようとするときは、速やかに撤去し、及び適正に処分し、事業区域に係る土地を原状回復することとしています。</p> <p>また、事業実施に係る届出時の提出書類として、発電設備の撤去に関する内容を含む確約書を別途規則で定める予定ですので、協定の締結は予定していません。</p>
12	－	<p>第 5 条第 3 項 事業者は、・・・発生する廃棄物（排気ガス）を適正に・・・ ※排気ガス等は、空中に放出され、目に見えずに拡散していくので、軽視されがちです。条文に（排気ガス等）と具体的に文字を入れて、強調してください。</p>	<p>第 1 条において、市民の健康で文化的な生活を営むことができる自然環境及び生活環境を「自然環境等」と規定し、また、第 5 条第 1 項において「事業者は、関係法令及びこの条例の規定を順守し、災害の発生を防止するとともに、自然環境等に十分配慮し、住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。」と規定しています。</p> <p>ご意見の内容は、以上の規定に含まれていると捉えていますので、条例素案のとおりとします。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
13	—	<p>「」内を追加お願い致します。 (説明会の開催「・協定書の作成・許認可権者への通知」)</p>	<p>事業実施に係る届出時の提出書類として、地域の環境保全に対し十分配慮する内容を含む確約書を別途規則で定める予定ですので、協定の締結は予定していません。また、第 20 条において、第 19 条第 1 項の規定する公表を行った場合、その事実及び内容を国及び県へ報告することができることとしていますので、条例素案のとおりとします。</p>
14		<p>「」内を追加お願い致します。 第 10 条第 1 項 事業者は・・・開催しなければならない。「自然環境等の保全に関し、住民等が理解するまで、説明会を丁寧に行なわなければならない。」</p>	<p>ご意見の内容については、第 10 条第 3 項の規定に含まれていると捉えていますので、条例素案のとおりとします。</p>
15	—	<p>「住民等から意見が出た場合、住民等の自然環境を保全する観点に立った良識的意見を入れた「事業実施に関する協定書」を作り、事業者と住民等は締結しなければならない。」との規定を第 10 条第 1 項に追加お願い致します。</p>	<p>第 10 条第 4 項において、住民等から意見の申出があった場合、事業者は誠意をもって当該住民等と協議をすることとしています。 また、市としましては、事業実施に係る届出時の提出書類として、地域の環境保全に対し十分配慮する内容を含む確約書を別途規則で定める予定ですので、事業者と住民等の協定の締結について、規定は予定していません。</p>
16	—	<p>「当該事業につき、住民等から、反対・要望等が出た場合、市は市民等の自然環境等を保全する観点に立ち、逐一、許認可権者（国や県）に現地状況を報告通知する。」との規定を第 10 条第 1 項に追加お願い致します。</p>	<p>第 10 条第 4 項において、住民等から意見の申出があった場合、事業者は誠意をもって当該住民等と協議をすることとしています。 また、第 14 条において、工事の着手等の届出があったときは、現地を確認するものとし、さらに、第 20 条において、第 19 条第 1 項の規定する公表を行った場合、その事実及び内容を国及び県へ報告することができることとしていますので、条例素案のとおりとします。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
17	—	「」内を追加お願い致します。 第 12 条第 1 項第 2 号 再生可能エネルギー発電事業に・・・保全上支障がない「、さらに住民等の反対意見等が出ていない」と認められること。	第 10 条第 4 項において、住民等から意見の申出があった場合、事業者は誠意をもって当該住民等と協議をすることとしています。 また、事業実施に係る届出時において、住民等意見への対応状況の報告及び住民等との協調及び連携を図る内容を含む確約書の提出を別途規則で定める予定ですので、条例素案のとおりとします。
18	—	「」内を追加お願い致します。 第 14 条 市長は・・・ものとする。「あわせて住民等の意見も確認するものとする。」	事業実施に係る届出時における住民等意見への対応状況の報告を別途規則で定める予定ですので、条例素案のとおりとします。
19	—	第 12 条第 1 項第 2 号 「自然環境等」を「自然環境及び住民等」に変更	第 1 条において、市民の健康で文化的な生活を営むことができる自然環境及び生活環境を「自然環境等」と規定しています。 ご意見の内容は、この規定に含まれていると捉えていますので、条例素案のとおりとします。
20	—	第 12 条第 3 項 「自然環境等」を「自然環境及び住民等」に変更	第 1 条において、市民の健康で文化的な生活を営むことができる自然環境及び生活環境を「自然環境等」と規定しています。 ご意見の内容は、この規定に含まれていると捉えていますので、条例素案のとおりとします。

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
21	-	<p>第5条に1項目追加願いたい。</p> <p>例えば「事業者は、風雨などにより廃棄物や土砂などの流出を防ぐことはもとより、音、臭気、煤塵なども発生量を守るだけでなく地形、気象などによる滞留状態も考慮し、対策をしなければならない」旨、・・・このことは特に山間地などに於いては斜面も崩れやすく、谷間などでは音も響きやすいし臭気、排ガスも留まりやすい。平地と同一の発生基準では住民は不安である。また、近年の異常気象による10年、20年に1度の大雪による想定外の雪崩や大型台風なども想定してほしい。事故が起きてからでは遅い。</p>	<p>ご意見の内容については、第5条第1項の規定に含まれていると捉えていますので、条例素案のとおりとします。</p>
22	-	<p>条例案では第5条2行目に、「住民などとの良好な関係を保持するよう努めなければならない。」と有るが、きちんと、小川町の条例同様「保たなければならない」として頂きたい。</p>	<p>事業者が住民等との良好な関係を保持するよう努めることを担保するため、第10条第3項において、事業者は説明会において住民等の理解を得られるよう努めることとし、また、第10条第4項において、住民等から意見の申出があった場合、事業者は誠意をもって当該住民等と協議をすることとしていますので、条例素案のとおりとします。</p>
23	-	<p>小川町の条例には（事業計画標識の設置）の項目があるが、本庄市条例案には無い様なので追加願いたい。というのも前例があり、本泉地区のバイオマス発電所の問題の時、稲沢地区で計画進行していると思ったらより条件の良い河内地区の工場が空いた為突然のように場所を換え、その上事業者は同一地区の同じ事業有り既に何度も説明会は開いていると言いつ張っていた。従って、「説明会などを行う日の30日以上前から事業区域内の衆目の場所に、設置場所、規模、目的がわかるように標識を設置しなければならない」旨を追加願いたい。</p>	<p>事業者は、届出した事項を変更しようとするときは、速やかに市長に届け出、かつ、同意を得ることとしています。また、届出を行う前に、住民等に対して説明会を開催することとしています。</p> <p>標識の設置については、設置の時期及び記載内容等を検討の上、文言の追加を行います。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
24	—	<p>3 頁の（抑制区域）について、「市長が必要と認める区域」とあり曖昧で有るので、ある程度具体的に願いたい。小川町の「抑制区域として指定する区域」と同等以上に願いたい。</p> <p>また、「法令や条例で決められた区域外でも山間部などに於いては谷筋、標高などにより局地的に条件が異なる。鉄砲水や土砂崩れ、気温逆転層の存在など地元民でしか知り得ぬ危険箇所もあるため、事業毎に地元民の意見をよく聞き、専門家の判断も仰ぎ決定する。」旨の文言を追加して頂きたい。</p>	<p>抑制区域については、区域の名称及び法令名の一覧表を別途規則で定める予定です。</p> <p>また、ご意見の内容については、第 5 条第 1 項の規定に含まれていると捉えていますので、条例素案のとおりとします。</p>
25	—	<p>3 頁、第 10 条（説明会の開催）について、2 行目に「自治会の代表者と協議の上、住民等に対し、」と有るが、尤ものようだが、代表者が独断で交渉を進めてしまう危険性があり問題がこじれる原因にもなり、前例もいくつかある。「代表者」の文言を外すか、代表者との協議内容は説明会の開催日、場所に限る旨を明記する。</p>	<p>ご指摘の箇所については、説明会の対象者等を決定する必要があるため、規定をしているものです。説明会は必ず開催することとしていますので、条例素案のとおりとします。</p>
26	—	<p>第 10 条の 4 において「住民等は・・・発電事業の内容等について意見を申し出る事ができる。」と有るが、小川町では新に（意見の申出）の項目を追加し内容も踏み込んでいる。条例案でも同様の内容、つまり 1.申し出があったときは内容を市長に報告義務、2.住民との協議の義務、3.締結した協議内容を文書にして市長に届ける義務を明記していただきたい。</p>	<p>第 10 条第 4 項において、住民等から意見の申出があった場合、事業者は誠意をもって当該住民等と協議をすることとしています。</p> <p>また、事業実施に係る届出時における住民等意見への対応状況の報告を別途規則で定める予定ですので、条例素案のとおりとします。</p>